～			t-CO_2
～			t-CO_2
～			t-CO_2
合計量			t-CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式第十一の特定―第十二表6の3を次のように改める。

6の3　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号	無効化日	無効化量	
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
			t-CO_2
合計量			t-CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式第十一の特定―第十二表6の4を削る。

様式第十二、様式第十三、様式第十四、様式第十五及び様式第十六中「法人にあつては代表者の氏名　印」を「法人にあつては法人番号　」に改める。

様式第十七、様式第十八、様式第十九、様式第二十、様式第二十二、様式二十三、様式二十四及び様式二十五中「法人名」を「法人名
法人番号」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

○経済産業省令第三十五号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び電力・ガス取引監視等委員会令（平成二十七年政令第三百九号）第三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）、経済産業省組織令、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電力・ガス取引監視等委員会令を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十人」を「四十九人」に改める。

第五条の見出し中「並びに」の下に「統括情報セキュリティ対策官、」を加え、同条第一項中「情報セキュリティ対策官一人」を「情報セキュリティ対策官三人」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。

第五条第五項の次に次の一項を加える。

6　情報セキュリティ対策官三人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。

第五条の二の見出し中「及び」を「、」に改め、「統計企画調査官」の下に「及び通商金融国際交渉官」を加え、同条第一項中「及び」を「、」に改め、「統計企画調査官一人」の下に「及び通商金融国際交渉官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　通商金融国際交渉官は、命を受けて、通商金融について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、通商金融に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（アフリカ室）

第十四条の二　中東アフリカ課に、アフリカ室を置く。

2　アフリカ室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　アフリカ諸国との通商に関する協定又は取決めの実施に関すること。
二　前号に掲げる地域について通商に関し調査すること。
三　第一号に掲げる地域からの外国公館との連絡に関すること。
四　第一号に掲げる地域との間の通商使節及びこれに類するもののあっせんに関すること。

3　アフリカ室に、室長を置く。

第十七条第四項中「貿易再保険特別会計の経理に関する調査及び審査」を「貿易保険に関する事務のうち特定事項」に改める。